

洲本市中学校
部活動ガイドライン (改訂版)



洲本市教育委員会

目次

はじめに

1 教育的意義を高める部活動の推進

(1) 講習会や会議等の開催

- ①指導者講習会の開催
- ②顧問会議の開催

(2) 事故防止や安全確保

- ①環境整備
- ②緊急体制の確保と顧問間の連携
- ③主体的な安全確保

(3) 効率的で効果的な練習の実施

- ①部活動の教育的意義
- ②体罰等誤った指導の根絶
- ③活動方針及び計画の設定
- ④「対話」を重視した指導
- ⑤適切な休業日などの設定
- ⑥早朝練習について
- ⑦練習試合等のあり方

(4) 保護者や地域との連携

- ①保護者との連携

2 課題克服を目指した体制について

(1) 在籍校に希望する部活動の種目がない場合の大会参加について

(2) 複数校合同部活動方式について

(3) 意見交換会の開催

はじめに

中学校の部活動は、スポーツや文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、本市のスポーツや文化及び科学等の振興を大きく支えてきました。

中学校における部活動は、体力や技術の向上はもとより、マナーやことば遣いなど、学年を超えた人間関係の中で様々な学びが期待できます。また、練習の成果を試合やコンクール等で発揮することにより、達成感、成就感や落胆などを経験することで、人格形成の上で重要な教育的意義を持つ活動です。

しかし、近年の少子化に伴って生徒数が減少し、それに伴い教職員数も減少していることから、従来の部活動の数を維持することが年々困難な状況になってきています。

一方、スポーツや文化及び科学等の活動における個人のニーズは多様化し、これにともない新たな部の設置を望む声も多く聞かれます。しかし、現状では新たに部を設置することは非常に難しい状況にあります。

そこで、洲本市ではこのような現状を踏まえ、部活動のさらなる充実・活性化を図ることを目指して、「洲本市中学校部活動ガイドライン」を策定しました。

1 教育的意義を高める部活動の推進

中学校の部活動は、指導者の明確な指導や保護者や地域の理解・協力のもと、生徒たちが自主的・自発的に活動するものです。そして、体力や技術を向上させるだけでなく、マナーやルールを守ることの重要性、協力することや互いに支えあい高めあうことの大切さについて学ぶ場でもあります。また、生徒も教師もやりがいを感じ、部活動以外の学校生活や家庭生活にも好影響を及ぼすような活動でなければなりません。

(1) 講習会や会議等の開催

①指導者講習会の開催

教育委員会は、長期休業中などを利用して指導者講習会を開催します。また、各中学校でも伝達講習会を行うなど、教師の指導力向上に努めます。

②顧問会議の開催

各中学校において、各部顧問間の共通理解や協力体制を築くために、定期的に顧問会議を開催します。特に、若手教師はベテラン教師から部活動指導のあり方を学ぶ場にもなります。

(2) 事故防止や安全確保

①環境整備

教師は日常的に練習施設や用具等の安全点検を行い、環境整備に努めます。特に新入生については、競技経験が少なく活動内容に不慣れなことから、安全に十分配慮し

た指導を行います。また、天候や気象を考慮した指導、特に熱中症に関しては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を参考に、活動の可否、内容の検討を行い事故の未然防止に努めます。

②緊急体制の確保と顧問間の連携

教師は活動を見守り、万が一の対応ができるように緊急体制の整備を行います。

③主体的な安全確保

生徒の自主性を推進する観点から、自身の体力や技能を客観的に理解した上で活動を行い、主体的な事故防止の態度を育成します。

(3) 効率的で効果的な練習の実施

①部活動の教育的意義

部活動の教育的意義を十分理解し、発達段階に応じた系統性のある指導に努め、勝利至上主義にならないように留意します。

②体罰等誤った指導の根絶

「運動部活動での指導のガイドライン」（文部科学省平成25年5月）を参考に、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識のもと、体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うとともに、中央競技団体や文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引きを活用し、適切な指導を行います。

③活動方針及び計画の設定

校長は、毎年度、活動方針を策定し、公表を行います。また、顧問は、年間活動計画並びに月間活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出します。

④「対話」を重視した指導

生徒の自主性や個性を尊重し、「対話」を重視した指導を大切にするとともに、教師の経験則に偏らず、生徒の実態に応じた指導を心がけます。

⑤適切な休業日などの設定

適度な休養や規則正しい生活は、怪我の防止や効率的な体力の向上、さらには高いパフォーマンスにつながることを科学的に証明されています。そこで、週当たり2日以上（平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定）のノー部活デーを計画的に実施するとともに、1日の活動時間を、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とし、ゆとりのある学校生活を送ることで、部活動の成果が学校生活全般に現れるよう努めます。（長期休業日の活動は学期中に準じる）

※ただし、週末に大会やコンクール参加等で活動し休業日を設定できなかった場合は、生徒の健康・体調管理を最優先にできるだけ速やかに休業日を振り替えます。また、

活動時間が上記によらない場合は、事前に保護者の同意を得て校長が許可することとし、過度の負担とならないよう十分に配慮した上で、計画的に実施する。

⑥早朝練習について

原則行わないものとする。ただし、学校の活動施設や活動時間に課題があるなど特段の事情があり、顧問教員から申し出があった場合は、事前に保護者の同意を得て、校長が期間を定めて許可する。

⑦練習試合等のあり方

練習試合の時期や内容（時間、試合数）等を吟味し、効果的な練習となるよう工夫します。また、過度な負担とならないことを考慮し精査の上、参加します。

（４）保護者や地域との連携

①保護者との連携

保護者の理解・協力なしでは部活動は成立しません。教師は、日頃から保護者に対して十分な情報提供を行い、理解・協力が得られるよう努めます。また保護者も、学校や部の方針を理解し協力をする姿勢が求められます。

2 課題克服を目指した体制について

（１）在籍校に希望する部活動の種目がない場合の大会参加について

在籍校に兵庫県中学校総合体育大会で実施されている部活動の種目がない場合の大会参加については、「協会・連盟等の推薦を受けた心身ともに健全な人物であること。」を条件に、申請書と確認書の提出を求め、在籍校において協議し、参加を認めるかどうかを決定します。

（２）複数校合同部活動方式について

個人種目のない競技種目において、在籍校の部員数だけで大会に参加できなかったり、十分な活動が困難な場合は、複数校で合同チームを編成して大会に参加したり、合同練習を行えるように関係校で協議します。ただし、在籍校にその部活動がある場合に限りです。その際には、練習日や場所、安全面、生徒の負担、指導上の問題などについても協議し、関係者の合意のもとに活動の可否を決定します。

（３）意見交換会の開催

様々な立場の方から意見を伺うために、定期的に意見交換会を開催します。

策定 平成30年2月 1日

改定 平成31年2月20日

